



仙台・宮城観光PRキャラクター むすび丸

沿岸部の中小企業の社長さん、
従業員の雇用を支援する
助成金がありますよ!

宮城県
事業復興型
雇用創出助成金
【中小企業型】

- ① 宮城・岩手・福島で東日本大震災に被災した**求職者**を
- ② **産業政策**(国や県の補助金・融資など)の支援を受けた事業所で
- ③ **安定的な雇用**(無期又は更新可能な1年以上の有期契約)で雇入れ

3年間で最大**120万円**／人を助成!
(1事業所当たりの上限は**2,000万円**)
使い道はいろいろ(人件費、人材育成…)

【助成金の説明会を開催します】

5月27日(月)岩沼会場、29日(水)気仙沼会場
30日(木)仙台会場、31日(金)石巻会場

【平成31年度認定申請受付期間】

第1期 6月5日(水)から7月4日(木)まで
第2期 12月10日(火)から平成32年1月16日(木)まで

申請方法や詳しい要件は
県ホームページで

宮城県 中小企業型

検索

申請・お問い合わせは

宮城県経済商工観光部雇用対策課分室

〒980-0014

仙台市青葉区本町3丁目4-18 太陽生命仙台本町ビル2階

電話 022-797-4661 FAX 022-211-0973

平成31年度に申請対象者となる労働者の有無確認表

【中小企業型・初めて申請する事業所】

(注)

<沿岸部>

気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、
塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区、若林区及び太白区に限る）、
名取市、岩沼市、亘理町及び山元町

以下の設問について はい いいえ で進んでください

事業主は中小企業者に該当するか

対象となりません

産業政策（※2）を受けた事業所は沿岸部（注）に所在するか

対象となりません

今回申請する労働者の雇入日は、産業政策（※2）の
採択日以降であるか

対象となりません

労働者の雇入日は、
平成31年1月1日から
平成31年6月20日まで
の間である（※3）

労働者の雇入日は、
平成31年6月21日から
平成31年12月31日
までの間である

下記Aを参照ください

下記Bを参照ください

<対象労働者の主な要件>

- ① H23.3.11時点で岩手県、宮城県及び福島県（被災三県）に所在する事業所に雇用されていた又は被災三県に居住していた者であって、採用選考時点において失業状態である者
- ② 雇用契約が「期間の定めのない雇用」又は「更新可能な1年以上の有期雇用」であること
- ③ 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者であること
- ④ 申請日時点で助成対象事業所に所属していること
- ⑤ 社会保険に加入していること（加入義務がある場合）

A 平成31年度第1期申請受付期間で申請できる可能性があります。（※1）

B 平成31年度第2期申請受付期間で申請できる可能性があります。（※1）

平成31年度の各種要件については、平成30年度と異なる場合があります。
詳細については、6月公開予定のホームページでご確認ください。

- (※1) 県雇用対策課ホームページなどで要件を満たしているかご確認ください。
(※2) 対象となる産業政策は、県雇用対策課ホームページに掲載の対象産業政策リストでご確認ください。
(※3) 対象産業政策によっては、この期間によらないことがあります。対象産業政策リストの「適用範囲の限定」をご確認ください。